

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	クライスト『ミヒャエル・コールハース』のルター像 ルター・司法・正義/復讐 (gerecht/gerächt)
Author(s)	武田, 智孝
Citation	広島ドイツ文学, 33 : 55 - 74
Issue Date	2020-12-25
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050151">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050151</a>
Right	Copyright (c) by Author
Relation	



## クライスト『ミヒャエル・コールハース』のルター像 ルター・司法・正義/復讐 (gerecht/gerächt)

武田 智孝

### はじめに

有名作品ではあるが、論を進める都合上、先ずあらすじを述べることから始めたい。

時代は1530年代、発端はブランデンブルクの馬商人ミヒャエル・コールハースの見事な黒馬二頭がザクセン領に入る国境の城トロンケンブルクでユンカー(地主貴族)ヴェンツェル・フォン・トロンカと家臣たちによって不当に拘留酷使されて見る影もなく疲弊させられ、馬の世話係に残しておいた使用人も暴行で重傷を負わされるという事件である。

コールハースは貴族らのあまりの横暴に我慢できず天下に理非を正さんものと訴訟に踏み切る。もし司法が円滑公正に機能していれば、加害者のユンカー側が裁かれ、損害賠償がなされることで早々と決着を見たはずの至って単純な事案である。ところが貴族社会の縁戚ネットワークが壁となって立ちほだかり、司法の道はことごとく阻まれる。

業を煮やしたコールハースはユンカーを捕らえ、鞭打つてでも馬を元通りに飼育させるべく(S. 31)<sup>1</sup>、使用人の同志と共に武装蜂起する。

危機感を募らせたルターが斡旋に乗り出し、その尽力によって司法の道が開かれる。

しかしその後も、貴族らの縁故関係、利害、思惑、横槍、偶発的事件、世論、計略、力関係などが入り乱れせめぎあって紆余曲折の後、コールハースに死刑判決が下されることとなる。

そこでブランデンブルク選帝侯が介入<sup>2</sup>して、コールハースが自国の領民であることを理由に裁判権を主張し、その首都ベルリンにおいてようやく最終結審に至る。

---

<sup>1</sup>Michael Kohlhaas Aus einer alten Chronik: In Heinrich von Kleist: Sämtliche Werke und Briefe. Zweiter Band. Hrsg. von Helmut Sembdner. 1961, München, S.31. 以後この作品からの引用は(S. ページ数)で示す。

<sup>2</sup>ザクセン/ポーランド両国間の関係が険悪となり、ポーランドがブランデンブルクに連携を求め、ブランデンブルクがザクセンと敵対的關係に入った、という国際情勢の変化が背景としてある。

単純な事件をこじらせたのが主として地主貴族フォン・トロンカー族の縁故主義を初めとする不誠実な対応にあることは明白に思える。従って語り手がユンカー側に対して批判的なのは当然だが、必ずしもコールハースに常に肯定的な視線が注がれるわけではない。アイロニカルな距離が置かれることも多い。その原因としてコールハースの主張する正義(Recht, Gerechtigkeit)の両面性があるように思われる。先ずその点から見て行きたい。

### Rechtgefühl<sup>3</sup>の変容 — 正義の感覚から裁きの意志へ

物語の導入部には、

Das Rechtgefühl aber machte ihn zum Räuber und Mörder.

だが正義感が彼を盗賊にし人殺しにした。(S. 9)

というショッキングな表現が出て来る。他にも

einer der rechtschaffensten zugleich und entsetzlichsten Menschen seiner Zeit

その時代で最もまっとうであると同時に最も怖ろしい人間の一人(S. 9)

wenn er in einer Tugend nicht ausgeschweift hätte

もし彼がある美德を實踐するに当たって極端に走らなかったならば、慈愛(Wohl-tätigkeit)と公正さ(Gerechtigkeit)に満ちた人間として記憶されたであろう。(S. 9)

この「美德」(Tugend)は Rechtgefühl, rechtschaffen, Gerechtigkeit である。中心には常に Recht がある。Recht/recht は大文字, 小文字, 派生語を含めて 100 回近く出て来て, その都度コンテクストに応じて正義, 権利, 法といった意味になるが, 「裁き」と訳さねばならないケースもある。

頻度の高いフレーズに, (1) Recht verschaffen: 正義を勝ち取る, (法に則って)裁きを行う<sup>4</sup>,

---

<sup>3</sup>通常は Rechtsgefühl だが, 繋ぎの s のない Rechtgefühl は Kleist の癖。

<sup>4</sup>ルカによる福音書第 18 章第 7-8 節の最新のドイツ語訳 Bibel in Einheitsübersetzung. 2016: Luka18.7-8 には: Sollte Gott seinen Auserwählten, die Tag und Nacht zu ihm schreien, nicht zu ihrem *Recht* verhelfen, sondern bei ihnen zögern? Ich sage euch: Er wird ihnen unverzüglich ihr *Recht verschaffen*. Wird jedoch der Menschensohn, wenn er kommt, den Glauben auf der Erde finden? (まして神は, 昼も夜も叫び求めている選ばれた人たちのために裁きを行わずに, 彼らをいつまでもほうっておかれることがあろうか。言っておくが, 神

(2) *sich selbst Recht verschaffen*: 自らの手で裁きを行う、私的制裁を加える、つまり復讐、がある。例えば、ザクセン選帝侯がルターの提言を受け容れるに当たって付けた条件: 「ドレーズデンの裁判所において黒馬についてのコールハースの訴えが却下された場合には、自ら裁きをなさんとした身勝手な企て<sup>5</sup>のゆえに(*seines eigenmächtigen Unternehmens wegen, sich selbst Recht zu verschaffen*)、彼に対して法に基づいた厳正な措置が取られるであろう、だが逆の場合には、彼とその徒党全員を寛大に扱い、ザクセン国において彼がなした暴力行為に関して完全な恩赦を与える。」(S. 53)[強調引用者]

コールハースが処刑される日についても、「この世で自ら裁きをなさんがためにしたあまりにも性急過ぎる試みのゆえに、この世に対して罪を償う日、復活祭前の<sup>6</sup>運命の月曜日(*der verhängnisvolle Montag nach Palmarum, an welchem er die Welt, wegen des allzurachen Versuchs, sich selbst in ihr Recht verschaffen zu wollen, versöhnen sollte.*)」(S. 100)[強調引用者]と書かれているが、これは語り手がザクセン側の視点からコメントしたものである。同じ日についてブランデンブルク選帝侯は次のように言っている。

Nun, Kohlhaas, heut ist der Tag, an dem *dir dein Recht geschieht!* Schau her, hier liefere ich dir alles, was du auf der Tronkenburg gewaltsamer Weise eingeübt, ...  
(S. 101)

この斜字体部分をどう訳すか。直訳すれば、「お前の主張していた正義が実現する日」「お前の主張していた正当な権利が認められる日」となるだろう。直訳はどうしても硬くなるが、この *Recht* は正義とか正当な権利、裁きを意味する。手元の邦訳は「今日こそお前に償いの与えられる日である。」<sup>7</sup>「今日はお前の正当な主張がかなえられる日だ」<sup>8</sup>となっている。日本語にすると原語の持つ様々な意味合いが浮き彫りにされて興味深い。

*Rechtgefühl* は普通は正義感だが、正義を実現しようとする意志であり、権利意識であり、

---

は速やかに裁いてくださる。しかし、人の子が来るとき、果たして地上に信仰を見いだすだろうか。)(新共同訳 [強調引用者])。

<sup>5</sup>「自ら裁きをなさんとした身勝手な企て」へとコールハースを追い詰めたのは地主貴族ヴェンツェル・フォン・トロンカ及び一族の貴族たちであり、彼らはザクセン選帝侯の有力な側近であった。そういう事情を無視したこの文章はその後の訴訟の行方を予告していると言える。

<sup>6</sup> *Palmarum* は *Palmsonntag* (枝の主日)、復活祭前の日曜日、受難週の初日。ただ「枝の主日」は日本人にはなじみがなく、枝の主日の後の月曜日では分かりにくいので、復活祭前の月曜日とした。歴史上のコールハース(*Hans Kohlhase*)が処刑されたのもこの日である。

<sup>7</sup> 吉田次郎訳：ミヒャエル・コールハースの運命 (岩波書店) 1959(1941)、106 頁。

<sup>8</sup> 佐藤恵三訳：ミヒャエル・コールハース クライスト全集第一巻 (沖積社) 1998、362 頁。

正義の裁きを下さんとする意志でもある。ちなみにコールハースがナーゲルシュミットに送った警告文には Rache der Gesetze(法の裁き)(S. 68)という表現が出て来る。Recht と Rache をともに裁きと訳すべき場合があるということだ。

Rechtgefühl という語はもう一度出て来る。

[...] sein Rechtgefühl, das einer Goldwaage glich, [...]

黄金の秤にも似た彼の正義感覚(S. 14)

ここは正義感ではなく正義の感覚、正しさの感覚と訳するのが適切だろう。

不当に留め置かれ酷使された馬をめぐって城代と言い争う中で、相手が彼を口汚く罵り、脅した。「コールハースは腸が煮えくり返り、この下劣な太っちょ野郎を泥の中にたたきつけ赤っ面を踏んづけてやろうかと思った。だが、彼の黄金の秤にも似た正義の感覚がまだ揺れていた。」[傍点引用者](S. 14)

コールハースを盗賊にし、人殺しにした、と言われる同じ Rechtgefühl がここでは「黄金の秤」に喩えられ、揺れながらもかろうじて均衡を保っている。

その時、城主ヴェンツェル・フォン・トロнкаが仲間たちと狩から戻って来て更に状況が険悪となり、相手の嘲笑愚弄に耐えかねたコールハースはついにキレて「こんなのは私の馬じゃありません、お殿様! 30グルデンの値打ちがあった馬ではありません。よく肥えた元気な馬を返してもらいどうぞございます!」(S. 15)と言う。ユンカーは顔面蒼白となって馬を降り、「もしこのクソ野郎(der H... A...)が馬を引き取らないというのなら置いて行けばいい。」(S. 15)と言い放ち、コールハースは売り言葉に買い言葉で、「こんな惨めな馬をコールハーゼンブリュックの牧舎に連れて帰るくらいなら皮剥ぎ人(Abdecker)を呼んで皮剥ぎ場へ打っ棄ったほうがまだ」(S. 15)と言い、黒馬はその場に置き去りにして栗毛に飛び乗り、「正しい裁きをつけて見せるぞ(..., daß er sich Recht zu verschaffen wissen würde)」(S. 15)と胸に誓って立ち去る。[強調すべて引用者]

このsich Recht verschaffenは、この後の彼の行動を見ると、訴訟を起こし司法の場で理非を正す、という意味で使われている。裁判所のあるドレーズデンに向かいかけた彼は思い直して馬を反して我が家へと向かい、使用人頭のヘルゼから事情を聞いて彼に落ち度がなかったかどうか確かめた上で訴状を作成する、という慎重さを失っていない。

ヘルゼから城代の説明とはまったく異なる証言を得たコールハースは一部始終を妻にも話

---

<sup>9</sup>H... A...は Hans Arsch

して聞かせ、「司直の手に委ねて<sup>10</sup>正邪を天下に正してもらおう(die öffentliche Gerechtigkeit)」決意を語り、妻も賛成して、「今後も他に多くの旅人があの国境の城を通り、中には貴方ほど辛抱強くない人だっているかもしれない、そのような無法を止めさせることは神のみ心にかなう業わざです、訴訟費用は何とか工面しましょう」(S. 20f.)と言ってコールハースを励まし喜ばせた。

ここでは彼はまだ十分理性的である。だが馬に対してはどうだったか。馬は彼の生計を支える大切な資本である。見る影もなく痩せ衰えた馬たちをいたわる代わりに、皮剥ぎ人にくれてやった方がましだと言い捨てて放置するというのは、怒りに駆られて判断に狂いが生じ始めている兆候のようにも見える。「黄金の秤」は微妙に狂い始めている。

だが、すべては城代とユンカーが出て来てからのことで、その前は違った。ライブチヒの馬市で首尾よく商売を終えての帰路、抵当に取られた馬を引き取るべくユンカーの居城に立ち寄った際、コールハースは馬たちのあまりの変わりように驚き、傍にいた牧童に理由を訊ね、その説明に怒りを禁じえなかった。<sup>11</sup>しかし「自らの無力を感じ、歯を食いしばって瞋りを鎮め、しかたなく馬を連れてこの盗賊どもの巣窟を後にしようとしたその時、城代が (verbiß jedoch, im Gefühl seiner Ohnmacht, seinen Ingrim, und machte schon, da doch nichts anders übrigblieb, Anstalten, das Raubnest mit den Pferden nur wieder zu verlassen, als der Schloßvogt…)」(S. 14)[強調引用者] 顔を出し、言い争いが始まったのだった。

黒馬二頭をコールハース自らが連れて帰って世話をするか、それともユンカー側にそれをさせるか、これがその後の争点になるが、当初コールハースは怒りを覚えつつも痩せ衰えた馬を曳いて帰るしかないと思っていた。不当に馬を留め置かれ、酷使疲弊させられたというだけでなく、その上に城代や地主貴族のあまりに侮蔑的な言葉遣い、横柄な態度がコールハースの自尊心を踏みにじり、怒りに火をつけ、Rechtgefühlは正義感覚から裁きへの意志へと変わった。

先ずは司法による裁きだったが、二度とも貴族たちの妨害によってその道が閉ざされる。訴状が家臣らによって握りつぶされていることに気付いたコールハースは領主への直訴しかない判断し、妻がその役を引き受ける。しかし彼女はあまりにも一途に君主に近づこうとし過ぎたために警護の兵に手ひどく突き飛ばされて瀕死の重傷を負い、家まで搬送される。

---

<sup>10</sup>「司直の手に委ねて」という表現はないが、妻が訴訟に必要な費用云々と言っていることから見ても、die öffentliche Gerechtigkeitが司法手続きによる正義の追及を意味することは明らか。

<sup>11</sup>ちょうど収穫期だったので荷馬として使ったということだった。コールハースは「そんな卑劣な八百長まがいの横暴(diese schändliche und abgekartete Gewalttätigkeit)」を呪った。(S. 14)

今わの際に妻は聖書のマタイによる福音書の一節を指さし、心を込めてじっとコールハースを見つめつつ赦しを勧め、息絶える。そこには「お前の敵を赦し、お前を憎む者たちにも慈しみをなせ(Vergib deinen Feinden; tue wohl auch denen, die dich hassen.)」<sup>12</sup>と書かれていた。だが妻の命まで犠牲にされてしまった以上、もうコールハースに「敵を赦す」という選択肢はあり得なかった。「私がユンカーを赦すようなら、神はどうか私を赦したまいますぬように!」(S. 30)<sup>13</sup>と心に誓いつつ妻の目を閉じてやる。

直訴状はある騎士が持ち去り、「馬はトロンケンブルクから連れて行け、もうこれ以上この件に口出しするようなら禁固刑を覚悟せよ。」(S. 31)という決議書が届く。妻の葬儀の当日であった。フォン・トロンカー族と姻戚関係にある貴族によるもので、縁故関係の壁が法的解決への道を塞いだのはこれで三度目となる。

いよいよ司法による解決が不可能と分かった。「黄金の秤」は擲たれ、Recht は実力行使による正義の裁きが変わった。これが sich selbst Recht verschaffen (S. 53) (S. 100)である。

ここで初めて復讐(Rache)の文字が現れる。彼は「復讐の仕事(das Geschäft der Rache)に取り掛かった。」(S. 31) 先ず「判決文(Rechtsschluß)」(S. 31)を起草してユンカーに送りつける。この Rechtsschluß の Recht は法や正義である以上に裁きであり、「判決文」には怒りと復讐の意図しかない。「自分は生得の権利によりヴェンツェル・フォン・トロンカを次のことをなすべく断罪するものである、自分から取り上げ田畑で疲弊させた黒馬二頭を、この書状を見てから三日以内に、コールハーゼンブリュックに連れ来たり厩にて自ら肥育すべし。」(S. 31)

ユンカーは「判決文」など無視し、馬たちを相変わらず野良でこき使っていると聞いたコールハースの気持ちは吹っ切れた。原文は „mitten durch den Schmerz, die Welt in einer so ungeheuren Unordnung<sup>14</sup> zu erblicken, zuckte die innerliche Zufriedenheit empor,

---

<sup>12</sup>マタイによる福音書05章44節は正確には:Ich aber sage euch: Liebet eure Feinde; segnet, die euch fluchen; tut wohl denen, die euch hassen; bittet für die, so euch beleidigen und verfolgen. (しかし、わたしは言うておく。敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい。)(新共同訳)。

<sup>13</sup>原文は so möge mir Gott nie vergeben, wie ich dem Junker vergebe! となっていて難解とされる箇所である。諸説あるが、筆者は Wittkowski の „Gott möge mir nie vergeben, falls ich dem Junker vergebe!“ という解釈を取りたい。Hamacher, Bernd: Erläuterungen und Dokumente, Heinrich von Kleist. Michael Kohlhaas. Stuttgart 2003, S. 24.

<sup>14</sup>ちなみにこの „ungeheuren Unordnung“ は Kafka: *Die Verwandlung* の „zu einem ungeheuren Ungeziefer verwandelt“ を思わせて興味深い。不穏に un...Un... と畳みかける頭韻の響きが、この小説を繰り返し読んだカフカの脳裏に焼き付いていて、ふっとこの表現が生まれたのかもしれない。

seine eigne Brust nunmehr in Ordnung zu sehen.“(S. 24)となっている。その時の彼の気持ちに *die innerliche Zufriedenheit* と言い表すのは印象的である。こうなった以上もう心に一点の曇りもない、行動あるのみ。「こんなに乱れ切った世の様子を見て痛いほどの憤りを覚えたが、その痛みを貫いて、迷いなく晴れやかな気持ちが漲った、いよいよ胸に溜まった思いを晴らす時が来たと肚が決まった。」ということである。

繊細に揺れ動く「黄金の秤」は擲<sup>なげう</sup>たれ、*Rechtgefühl* はもはや「正義の感覚」ではなく、裁きをなさんとする意志、復讐の情念に変わった。

彼は使用人たち有志7人と共にトロンケンブルクに焼き打ちを掛け、城代と管理人を女子供らともども殺害して窓から投げ捨てる。この二人が真っ先に血祭りにあげられるに関しては、すべての起点となった黒馬二頭を抵当として留め置き、農繁期の農場で酷使するよう囚った元凶は彼ら二人であり、コールハースもヘルゼもそのことを知っていて、度重なる横暴な言動によって恨み骨髄に徹していたから、最初の報復の対象にされたのである。ヘルゼはかつてこの城で虐待を受けた時、一瞬城に火を放とうかと思ったが、子供の泣き声が聞こえてきたので思いとどまった(S. 17)と言っていた。今や妻子まで巻き添えにされるというのは、いったん我慢の限界を超えて怒りが爆発し、暴力が始まってしまうと、一切の分別は消え失せて、そういうことが起きるのである。人間性の真実を美化することなく描くところなる。

だが本命のヴェンツェル・フォン・トロンカは貴族の縁戚ネットワークを伝って逃げのびる。逃亡先とされるヴィッテンベルクやライプチヒにも、当人の身柄引き渡しを求めて放火、略奪などの攻撃を仕掛け、不安に怯えた住民たちがユンカーを差し出すよう求めるが、貴族社会が結束して彼を守り匿う。コールハースに共鳴する叛徒の数は400人に膨れ上がり、政府が派遣した軍隊はことごとく巧みな戦術によって敗退させられる。

物語導入部の „Das Rechtgefühl aber machte ihn zum Räuber und Mörder.“ という撞着語法的な文章は、コールハース内面の *Rechtgefühl* の変化と、そのような変化を余儀なくさせた貴族社会の腐敗を背景にして初めて成り立つのである。

### 小説のルター像— 史料のルターとの違い

転換点はルターの「布告(*das Plakat*)」(S. 42f.)である。それに続くコールハースとの対決・対話にはこの小説のテーマが凝縮されている。従来の研究ではルターの峻厳で偏狭固陋とも思える言動や事実誤認ばかりが強調されて、物語におけるルターの真の役割が見誤られ、史実のルターとは異なるクライスト/ルターの新しさが見過ごされて来たのではないだろうか。

---

この小説へのカフカの傾倒ぶりについては、*Kafka, Franz: Briefe an Felice und andere Korrespondenz aus der Verlobungszeit*. Hrsg. von Erich Heller u. Jürgen Born. Frankfurt a. M. (Fischer) 1967, S. 291f.を参照。

拙論では、そういうルター像の見直しを図りたい。

コールハースの暴動が高まりを見せ、政府側の反撃も手詰まりになる中、宗教改革の指導者として権威を高めつつあったルターがその声望を背景に、コールハースの行動を諷める布告をザクセン国のすべての町村に掲示した。

暴力行為を止めさせ、叛徒を人間的秩序の埒内に連れ戻すべく、「宥める言葉の力によって(durch die Kraft beschwichtigender Worte)」(S. 42)放火殺人犯の良心に訴えようとした、とコメントされているが、「不遜なる者よ、狂気のごとき<sup>やみくも</sup>闇雲の激情にとらえられ(Vermessener, im Wahnsinn stockblinder Leidenschaft), 頭の天辺からつま先まで邪悪な情念(Ungerechtigkeit)に満たされ…」(S. 43)といった調子の、鎮め和らげる(beschwichtigend)ことからほど遠い激烈な叱責の言葉が連なっている。<sup>15</sup> ルターはまた、世の安寧秩序を維持する国主(Landesherr), お上(Obrigkeit)といった表現を二度ずつ用い、コールハースを臣民(untertan)と位置付けて、神—君主—臣下という秩序を強調し、臣従を説いている。特にもし家臣が過ちを犯したとしても君主の責任ではない<sup>16</sup>という主張は王権神授説を思わせるもので、時代的な制約上やむを得ないとはいえ、幾つかの事実誤認とともに研究者たちによるルター批判の好餌とされてきた。

中でも注目すべきは、コールハースが訴訟の試みをあっさり投げ出して報復行動に走ったことを非難している箇所である。

最初にほんの少々(司法手続きを)試みただけでそれが不首尾に終わると怒り狂い、汚らわしい復讐の念に駆られて(司法によって)正義の裁きを得る努力をすべて放棄し、正当な裁きを得られなかったと言う、どうしてそんなことが言えるのか。

Wie kannst du sagen, daß dir dein Recht verweigert worden ist, du, dessen grimmige Brust, vom Kitzel schnöder Selbstrache gereizt, nach den ersten, leichtfertigen

---

<sup>15</sup>だが、ルターの非難は必ずしも不当とは言えない。コールハース反乱軍の放火、殺人、略奪といった目に余る狼藉の他にも、幾度かコールハースが発した宣言(das Mandat)には、自らを「国家からも世界からも自由にして神にのみ仕える士(einen Reichs- und Weltfreien, Gott allein unterworfenen Herrn)」とか「大天使ミハエルの御使い(einen Statthalter Michaels, des Erzengels)」とか称し、語り手がその都度「病的で歪んだ妄想(eine Schwärmerei krankhafter und mißgeschaffener Art)」, 「ある種の狂気をもって(mit einer Art von Verrückung)」などと注釈を書き加えている。ルターの激烈な批判は語り手のコメントとも相通じており、生活者の良識・常識の立場を代弁している。

<sup>16</sup>ルターは対話の中でも、家臣が君主の知らないところで訴状を秘匿したとしても、そのような臣下を選んだ責任を問えるのは神のみである、と言っている。(S.45f.)

*Versuchen, die dir gescheitert, die Bemühung gänzlich aufgegeben hat, es<sup>17</sup> dir zu verschaffen?* (S. 43) [傍点・強調引用者]

ここはルター布告の中で、小説を読み解くうえでのコアをなす箇所ではないだろうか。傍点と斜字体で強調した部分、原文には法的とか司法手続きといった文言はないが、コンテキストから見てこの **Versuche(n)** と **Bemühung** が共に、法に訴える試みと努力、つまり司法手続き、訴訟を指していることは明らかに思える。<sup>18</sup>

しかし既に見たとおりコールハースは訴状提出を三度にわたって試みており、三度目の直訴では妻が命を落とし、それ以上の訴えを禁固刑の威しでもって禁じられていた。司法手続きをおろそかにして(*nach den ersten, leichtfertigen Versuchen*)というのは誤りである。この事実誤認については既に多くの指摘がある。

だがそれ以上に注目すべきなのは、布告のこの部分でルターが単にコールハースの暴力的報復行為そのものを非難しているだけでなく、むしろそれ以上に法的手段による正義・権利(*das Recht*)追求の試みを早々と諦めて実力行使に及んだ点を批判していることである。暴力行為に踏み切る前の司法手続きへの努力が不十分ではないかと責めているのである。<sup>19</sup> 従来

---

<sup>17</sup> *es* は *dein Recht* を指しているが、*Recht* は権利とも正義とも取れる。ただしこの *es dir zu verschaffen* はテキスト内関連では拙論 58 頁に引いた *er sich Recht zu verschaffen wissen würde* (S.15)(正しい裁きをつけて見せるぞ)と呼応し合っているので、「正義の裁きを得る努力」とした。そうすると、その前の *daß dir dein Recht verweigert worden ist* も「正当な裁きがえられなかった」、あるいは、*Recht* ではなく *dein Recht* となっているので、「正当な権利が認められなかった」である。いずれにしてもこの *Versuche(n)* と *Bemühung* は司法によって正義の裁き、あるいは正当な権利を得んとする試み、努力である。

<sup>18</sup> 翻訳の肝は *Versuche(n)* と *Bemühung* が同じもの、法に訴える試み、を指していることが分かるように訳しているかどうかである。*die Bemühung gänzlich aufgegeben hat, es dir zu verschaffen* は吉田訳、佐藤訳ともに「権利を得んとする努力をことごとく放棄…」としている。しかし *nach den ersten, leichtfertigen Versuchen* を吉田訳は「最初の軽はずみな試みに挫折し」、佐藤訳は「最初の軽拳妄動が失敗したる後は」としていて、*Versuche(n)* が何を指すのか判然とせず、*Versuche(n)* と *Bemühung* の繋がりがいま一つはつきりしない。問題は *leichtfertig* をどう訳すかで、両訳とも「軽はずみ」と取っているようだが、ここは「ぞんざいな、おざなりの、実の入らない」であろう。

<sup>19</sup> 対話の中でもルターは「この争い事を、勝手に自力で復讐に踏み出す前に、国君の決裁に委ねることが出来ていれば、お前の要求はきっとことごとく認められていただろうに」(S. 47)と言っている。神に選ばれた君主なれば必ずや正しい裁断を下してくださる、というルターの確言は王権神授説とも思えるが、後に訴訟再開を求めて(*zur Erneuerung seines*

の研究はそこを見過ごしてきたのではあるまいか。司法手続きを簡単に投げ出したというこの批判にこそ、小説のルター布告と史料の書簡との決定的な違いがある。

史料というのはクライストが創作にあたって参照したとされるルターからコールハースに宛てて書かれた書状(1534年)<sup>20</sup>のことで、コールハースが書面でルターに助言を乞うたのに答えたものである。この史料のキーワードは「復讐(die Rache)」と「忍耐(Geduld, leiden, verbeißen[歯を食いしばって耐え忍ぶ])」であり、『聖書』の「復讐するは我にあり(Die Rache ist mein)」<sup>21</sup>を引いて、神の裁きは必ず下る、報復(裁き)は神に任せよと説いている。史料のルターはコールハースに同情を寄せながらも、「キリストの受苦(Christi Leiden)に比べるならわれわれの苦しみなどもの数ではない」、「もし正義(Recht)を勝ち得られなければ、不正(Unrecht)を耐え忍ぶしかないではないか(könnt Ihr das Recht nicht erlangen, so ist kein Rat da, denn Unrecht leiden.)」<sup>22</sup>[強調引用者]と言っている。

史料の書簡にあるのは神の裁き(神による報復・神による正義の実現)だけ、法による裁きという観点はそこにはない。他方、小説のルター布告には、神の裁きに任せよ、ではなく、人間(第三者)による公正な裁きという視点が示されている。ルターはクライストによってより近代化され、その立ち位置が神から人間の方に幾分か近づけられていると言える。この点を指摘する研究者は管見の限り見当たらない。ルター布告の中の„nach den ersten, leichtfertigen Versuchen, die dir gescheitert, die Bemühung gänzlich aufgegeben hat, es dir zu verschaffen?“ (S.43) という司法手続き軽視を責める文言に込められたメッセージの重要性を見落としているのではないだろうか。コールハースにとってこの箇所はルターを論駁する際の絶好の攻撃材料であると同時に、一条の希望の光をも意味したはずである。

ほぼ同じ時期に書かれた『決闘(Der Zweikampf)』において「神明裁判(Gottesurteil)」が相対化されているのと同じである。「神明裁判」では、係争者が互いに正義を主張して譲らない場合、両者の決闘によって正邪を判定する。神意は勝敗に表れ、正しい者が勝ち、<sup>よこしま</sup>邪なる者が敗れるとされている。ところが『決闘』では邪が勝者となり正義が敗者となる。敗者に対しては火刑台まで用意されるが、初め致命的と思われた敗者の傷は徐々に癒え、逆に軽傷と思われていた勝者の方が重体に陥り死に至る。死に臨んで彼はすべてを告白し、他に証

---

Prozesses)(S. 49)国主に書簡を送っているところから見て、国君主導による司法手続きを念頭に置いている、と取るべきであろう。

<sup>20</sup>Hamacher, Bernd: *ibid.* S. 72ff.

<sup>21</sup>『新約聖書』「ローマ人への手紙」第12章第19節 Lutherbibel. 1912によると: Rächet euch selber nicht, meine Liebsten, sondern gebet Raum dem Zorn Gottes; denn es steht geschrieben: „Die Rache ist mein; ich will vergelten, spricht der HERR.“ 愛する人たち、自分で復讐せず、神の怒りに任せなさい。「復讐はわたしのすること、わたしが報復する」と主は言われる。(新共同訳)

<sup>22</sup>Hamacher, Bernd, *ibid.* S. 73.

人も出て、正邪が逆転する。決闘の勝者が邪であり、敗者が正義であったことが判明するのである。これによって決闘での勝敗が必ずしも正邪の判定につながるわけではないことが明らかとなり、神明裁判には「もしそれが神のご意思ならば」<sup>23</sup>という但し書きが付けられることとなった。神の裁きは事実上疑問に付された。

『ミヒヤエル・コールハース』のルターは史実のルターとは異なり「復讐するは我にあり」、裁きは神に委ねよ、とは言わない。正邪の判定を神の裁きに任せ切るのではなく、司法による裁きを、人間(第三者)による判定という現世的方法を支持しているのである。

史料のルター書簡が諄々と説き諭すような穏やかな文面であったのとは対照的に、小説のルター布告は、烈しい叱責と事実誤認に満ちており、そのせいもあって批判の対象とされることが多いが、しかしクライストのルターは「もし正義を勝ち得られなければ、不正を耐え忍ぶしかないではないか」などとは決して言わない。表面上の印象とは異なり、宗教的峻厳さという点でクライスト/ルターの方が史料のルターより柔軟であり、幾分か世俗化している。また、その痛罵と呼んで差し支えないほどの苛烈な文面も事実誤認も、物語構成上の布石であることを忘れるべきではない。コールハースが注意深く三度もこれを読み返し、偽名を使い夜変装し、危険を冒してまでルターを訪ねるというフィクションを成り立たせるためには、あ的一条の希望の光をもたらす文章とともに、これくらい刺激的な表現を必要としたのである。そこにはクライストの計算が働いている。

ルター/コールハース対話のテーマが「法の保護(der Schutz der Gesetze)」(S.45)であるのは司法手続きを重視する布告の内容から見て当然の成り行きであろう。「私どもの生業を安心して続けていくためには法律の保護が不可欠」<sup>24</sup>なので、「法の保護を拒んだ者こそが私を荒野<sup>25</sup>の野獣の群へと追放した」(S.45)のです。もしザクセン選帝侯が私の一件をご存じないというのであれば、私をドレースデンまで護送して、「訴状をもう一度国の法廷に出ささせていただきます」とコールハースが訴えるのも、ルター布告の文面を踏まえている。ルターはそこでザクセン選帝侯がこの一件をご存じないと書いていたからだ。コールハースは重ねて「裁判所に判決を出ささせていただきます」(S.47)とも訴えている。彼を正義に悖る(Ungerechtigkeit selbst)と批判していたルターもその要求を正しい(gerecht)と認めて、司法手続き開始のため仲介の労を取ることを約束する。これに応じてコールハースも彼

---

<sup>23</sup> Heinrich von Kleist: *Der Zweikampf*. In: *Sämtliche Werke und Briefe*. Zweiter Band. Hrsg. von Helmut Sembdner. München 1961, S. 261.

<sup>24</sup> コールハースは妻にこう言っていた。「私は私の権利(Recht[en])を守ってくれないような国には留まりたくない、足蹴にされてもおとなしくしているとされるくらいなら、人間でいるより犬の方がまだましだ」(S. 27)「私がこの商売を続けて行く場合、権利(Recht)が保障されていなければならぬとお前が思うなら、その権利を得るための自由も認めてほしい。」(S. 28)

<sup>25</sup> 布告の中でルターがコールハースを *der Wolf der Wüste*(S.42)と呼んだのを受けている。

の許に集まった叛徒を解散し、暴力を止め、再び司法の場を目指すことになる。

対話の翌朝早くもルターは訴訟開始を促す書簡をザクセン選帝侯宛てに送るが、その中で、コールハースの訴状を秘匿した側近を手厳しく批判し、三度も放火に遭ったヴィッテンベルクでさえ民意はこの男の側についており、司法手続き開始の要求が受け容れられなければ、その事実は公にされ、反政府世論はますます高まりを見せて収拾のつかない事態を招きかねないと、脅迫まがいの進言を行っている。(S. 49) 訴訟への本気度を窺わせる内容である。

一見不当と思えるほど激烈を極め、事実誤認に満ちているかに見えるルターの布告に仕込まれたあの一文によって既にこの展開は用意されていたのだ。

1495年のヴォルムス帝国議会においてフェーデが禁止され神聖ローマ帝国の司法による裁定が決議されていたものの、注釈書の指摘によれば、16世紀前半では司法による解決の可能性はほとんど期待できなかった。<sup>26</sup> 確かにこの小説でも政治の権力者たちが司法判断の行方を左右するといった三権分立からはほど遠い実情が描かれている。モンテスキューの『法の精神』(1748)やルソーの『社会契約論』(1762)が出るのはコールハース事件から2世紀以上を経た18世紀半ばである。司法を重んじるルターの文章や法的保護の重要性を訴えるコールハースの主張には、啓蒙思想の洗礼を受け、フランス革命の成行きを息をひそめて見守ったクライストの息吹を感じ取ることが出来る。16世紀前半の社会状況に19世紀初頭の知性と問題意識で斬り込んでいった、そこから興味津々の躍動感溢れるフィクションの世界が出現した、それがこの小説ではないだろうか。クライストが生きていた当時のドイツ社会にもまだ古い制度やしきたりが残っており、新時代の理念との間に摩擦や衝突を起こしていたとすれば、この小説はけっして単に過去を扱う歴史文学ではなく、同時代に投げかけられた問題的現代小説だったのであろう。<sup>27</sup>

### 訴訟開始とキリスト教的赦しという矛盾をどう理解するか?

しかし二人の対話はもう一つ重大な問題を提起している。それは、訴訟促進への尽力を約束するルターが何故同時にキリスト教の赦し(vergeben)をも勧めるのか、という疑問である。従来の研究<sup>28</sup>はこの疑問と真剣に向き合おうとしなかったのではないだろうか。訴訟と赦しと

---

<sup>26</sup> Hamacher, Bernd, *ibid.* S. 32ff.

<sup>27</sup> 同じことは『壊れ甕(Der zerbrochne Krug)』についても言えるはずである。

<sup>28</sup> Schmidt, Jochen: Heinrich von Kleist Die Dramen und Erzählungen in ihrer Epoche. 3.Auflage. Darmstadt 2011, S. 209ff.

Pelster, Theodor: Heinrich von Kleist Michael Kohlhaas. Stuttgart 2019, S. 32f., S. 56f.

Grathoff, Dirk: Michael Kohlhaas. In: Interpretationen Kleists Erzählungen. Hrsg. von Walter Hinderer. Stuttgart 1998, S. 81ff.

Blamberger, Günter. Heinrich von Kleist Biographie. Frankfurt a.M. 2011, S. 414ff.

いう矛盾するように思われる二つのことをなゼルターは同時に勧めるのか、それを考察する中からコールハース事件の問題性も見えて来るのではあるまいか。

「よく考えて見なさい、お前の救世主様に免じて、ユンカーを赦し(vergeben)、痩せ衰えたままの黒馬の手綱を取って、コールハーゼンブリュックの厩うまやに連れ帰り、自分で肥育する方が良いとは思わないか。」(S.47) 更に、コールハースが聖霊降臨祭の折に機会を逸したので懺悔を聞いてもらい、聖餐の秘蹟を施していただきたいと頼んだ際にも再び、「お前がその肉(聖餅)を欲している主イエスはご自身の敵をお赦しになった(vergab)。お前も、お前を侮辱したユンカーを赦す(vergeben)つもりはないか。お前の黒馬を自分で連れて…」(S. 48)と同じ忠告を繰り返している。

コールハースの妻の場合も、既に見たように、当初は訴訟手続きに賛成して、協力を約束しながら、息を引き取る間にキリスト教的な赦しを勧めるが、この変化は今わの際ということもあり、その間に時間的な隔たりもあったし、夫がこれから始めようとする実力行使の気配を感じ取って不安に駆られたという事情を察すれば、理解できる。

だがルターの場合は、訴訟手続き開始に向けて仲介の労を取ると約束すると同時に赦しをも説くのである。これは矛盾しているのではないか。赦してしまえば暴力はもとより、訴訟を起こすという選択肢もなくなるのではないか。もしキリスト教の教えに従いユンカーを赦すとすれば、コールハースだけでなく他にも多くの庶民の権利を踏みにじている権力者の横暴を許すことに繋がる。コールハースは諦める(aufgeben)(S. 28)という言葉を使っていたが、赦す(vergeben)は諦める(aufgeben)とか妥協する(nachgeben)ことを意味するのではないか。

ルターが司法手続き再開に向けて尽力すると同時に赦しを説くのは、コールハースの訴えの中に正義・権利(das Recht)の主張だけではない復讐の情念が色濃くにじみ出ていることに気付いているからではないだろうか。対話の中でルターが、ユンカーを赦し、黒馬をコールハーゼンブリュックの厩うまやに連れ帰り、自分で肥育することを繰り返し勧めるのに対して、コールハースはその都度「どうか得心の行く判決を出させて、ユンカーにあの黒馬二頭の世話をさせ、元通りの立派な姿に戻すよう命じていただきとうございます」(S. 47)、「ユンカーだけは(赦せません)、力づくでもあの黒馬に餌を与え元通りに肥やさせるよう仕向けていただきとうございます」(S. 48)と同じ答えに固執する。

ルターが「ドレースデンの法廷から何を望むのか」(S. 46)とコールハースに訊ねた時、ルターが脳裏に思い浮かべていたのは、コールハースが実力行使に先立ってユンカーに向けて発した「判決文」(S. 31)だった。既に見たとおり、「黒馬二頭を連れて来てコールハーゼンブリュックの厩うまやにて自ら肥育すべし」というもので、語り手はそこで初めて「復讐(Rache)」という語を使い、「復讐の仕事」に取り掛かる前に、とコメントしていた。これから念願の司法手続きに入ろうとするコールハースが「復讐の仕事」に踏み切る時と同じ主張を繰り返

---

Breuer, Ingo (Hrsg.): Kleist Handbuch. Leben-Werk-Wirkung. Weimar 2013, S. 97ff.  
etc.

しているわけである。ちなみにコールハースは後に奇しくも *Rache der Gesetze*(S. 68)という表現を使っている。訳は「法の裁き」だが、彼が今ここでユンカーになさんとしているのは、まさしく法による復讐ではないか。

ルターが訴訟開始に向けて尽力しようとしている今も、コールハースの意識の底にあるのは、実力行使に踏み切る際と同じ復讐心とか怨念といった遺恨・怨恨に由来する感情である。それをルターは感じ取っており、彼が終始不機嫌なのは、正しさと誤りが分かちがたく入り混じったコールハースの主張に対して得心の行く適切な対応が取りにくいところから来ているのではないだろうか。

しかしながら、ともあれ、コールハースがユンカーによって権利を踏みにじられたことは確かであって、これは司法の場で正さねばならない。それは正邪を天下に知らしめる判決と損害賠償で十分である。しかしコールハースが繰り返し求めているようなことは意趣返しのお仕置きであって、これは邪道である。ルターが司法手続き再開に向けて助力を約束すると同時に赦しを説くのはこのような事情からであろうと思われる。

## 馬あだの仇討ち

ルターの仲介によってドレースデン裁判所で審理が行われることとなり、良心的な高位高官の誠意ある後押しを得て、コールハースの希望どおり、疲弊した黒馬二頭をユンカー側の厩で肥育することが決まった。そのために、トロンケンブルクが焼き打ちに遭って以来行方知れずになっていた馬の捜索が行われ、人手を転々とした後皮剥ぎ人の所有となっていた馬が市の広場に連れて来られる。

だが、見る影もなく落ちぶれ果てたその馬たちが問題の黒馬かどうか、コールハース自身による検分を必要とするほどだった。コールハースは馬に近寄らず、十二歩離れたところからちらっと見ただけで、皮剥ぎの言う通りだと証言する。皮剥ぎはこれがコールハースの馬だとは言っていないのだが。ヴェンツェル・フォン・トロンカと共に馬を引き取るために来ていたクンツ・フォン・トロンカは若い下僕に命じて馬を厩に連れて行かせようとするが、下僕が馬の端綱に触れた途端ヒンボルト親方が若者の腕を掴み「こんな皮剥ぎの馬なんかに触るな(*du rührst die Schindmähren nicht an!*)」(S. 62)[強調引用者]と叫んで彼を投げ飛ばし、唾然としているクンツ・フォン・トロンカに向かって、こんな仕事をさせるのなら皮剥ぎの下郎(*Schinderknecht*)を呼んで来い、と言った。侍従のクンツ・フォン・トロンカは自分の下僕がひどい扱いを受けたことに腹を立ててヒンボルト親方の胸倉を取って詰め寄るが、それをふりほどいた親方は「二十歳の若者に用を言いつけるな悪事をけしかけるのとは違ひます。仕来たりや作法に逆らっても(*gegen Herkommen und Schicklichkeit*)あの馬の世話をするつもりかどうか、本人に訊いてみなせえ。」(S. 64)クンツ・フォン・トロンカが若い下僕に自分の命令通りにするかどうか訊ねると、「その前に先ず馬たちの穢れを浄めてもら

いませんと(*die Pferde müßten erst ehrlich gemacht werden*)。』[強調引用者](S. 64)<sup>29</sup> この返答に怒った侍従は、サーベルで峰打ちを加えながら下僕を折檻し、クビにしてしまう。今度はヒンボルト親方がこの仕打ちに逆上して、集まっていた民衆も一丸となって、侍従に襲いかかり叩きのめしてしまう。たまたま通りかかった近衛兵らによって暴動は収まり、ヒンボルト親方が逮捕される。

この奇妙な出来事を理解する鍵は、「公子ヴェンツェルにとって、それ以上に, *ehrllich* なコールハースにとって不幸なことに、馬を連れて来たのはデッベルンの皮剥ぎだった。」(S. 58)という一文にある。ここでコールハースに冠せられた *ehrllich* という形容詞は通常は、正直なとか、誠実なとか、まっとうなという意味だが、このコンテキストでは特殊な意味が含意されている。「皮剥ぎ(*Abdecker*)」というのはその時代には賤業, *unehrllich* な職業とされていた。彼らは一種の不可触民で, *ehrllich* な市民たちとの間に一線が劃され、一般市民の一段下に位置づけられていた。<sup>30</sup> 皮剥ぎの所有になっていた馬も *ehrllich* ではなくなり、穢れている。 *ehrllich* な市民はそれに触れてはいけない。皮剥ぎの馬に構おうとした下僕をヒンボルト親方が厳しく咎め、命令した侍従に食って掛かるのも、それが市民の「仕来たりや作法に反して」いるからであり、親方に咎められた後で下僕が「先ず馬たちの穢れを浄めてもらう」必要があると雇い主(侍従)に訴えるのも、皮剥ぎの手によって穢されたままの馬を *ehrllich* な市民が扱うというのは市民社会の掟に反するからである。

君側の侍従クンツ・フォン・トロンカや傍にいたヴェンツェル・フォン・トロンカは一般庶民のそのような「仕来たりや作法」を明らかに知らないらしい。ヒンボルト親方だけでなくそこに集まった民衆(*Volk*)全員が暴行に加担するところには、単なる群集心理ではなく、当時の市民意識の根幹にかかわる掟が無視されたことへの憤りがうかがえる。貴族と市民の間には歴然たる身分差があり、貴族にとってはそれで十分、市民社会の更なる差別やそれに基づく仕来たりなど知ったことではない。 *unehrllich* な(賤民)皮剥ぎによって穢されてしまった馬をめぐる、事情をまったく理解しない貴族らに *ehrllich* な市民たちが怒って暴力を振るう、それがこの事件である。他方, *ehrllich* な市民社会の埒外に置かれた皮剥ぎは終始争いの外に居て、われ関せずとふてぶてしいまでに黙々と行動する様が印象的に描かれている。貴族・市民・賤民という非情な階段状の差別構造が浮き彫りにされ、その間の断絶ぶりが炙り出される場面である。

貴族、市民双方に怪我人が出、 *ehrllich* な市民から逮捕者まで出すこととなったこの事件は黒馬訴訟の先行きに暗い影を落とす結果になった。穏健な人々の間にさえ極めて剣呑な空気が広がった。たかが馬二匹、国を挙げて大騒ぎするほどのことか、「そんなつまらないこと

---

<sup>29</sup> 後にフォン・トロンカの厩で肥育されるに当たって、馬の頭上に旗を振って穢れを祓うという儀式が行われる。(S. 101)

<sup>30</sup> 阿部謹也『中世賤民の宇宙』(筑摩書房, 1987年)に詳しい。*ehrllich/unehrllich* の差別的な社会構造の問題性については Schiller: *Der Verbrecher aus verlorener Ehre* がある。

で (in einer so nichtigen Sache)」(S. 64)暴力で強奪したも同然の正義の判決 (Gerechtigkeit)など、コールハースの「気違いじみた頑なな要求を満足させてやるだけ」(S. 64)のことでないか、むしろ公然と不正を行使し、この訴えをあらためて棄却したほうがましなのでは、といった意見が世の大勢を占めるに至り、フォン・トロンカー族に画策のきっかけを与えることとなる。

「コールハースに対してその受けた不正を償ってやろうという善意と誠意に満ちた試みはかくも救いのない結末を迎えた。」(S. 63)「この事件は確かにコールハースに罪はなかったものの、しかし」(S. 63)彼にとって不都合な流れを生むこととなった、と語り手はコメントしている。だがはたして「コールハースに罪はなかった」と言えるだろうか。

貴族から犬のように扱われたコールハースは、酷使されて痩せ衰えた自分の大切な馬たちを、こんな惨めな馬なんか皮剥ぎにくれてやる(S. 15)と言い捨て、見放すことで、皮剥ぎと馬を共に貶めたのである。「ehrlich なコールハースにとって不幸なことに、馬を連れて来たのはデッベルンの皮剥ぎだった。」という一文にはイロニーが込められている。名誉ある清廉なる(ehrlich な)市民コールハースは横暴なユンカーへの怒りを馬と皮剥ぎにぶつけて発散した。そうして今や、貶められた賤民皮剥ぎに連れられて、穢れた(ehrlich でなくなった)馬たちが眼前に出現し、ehrlich なコールハースに禍をなしたのである。

ユンカーを赦し、痩せ衰えた馬を故郷に連れ帰り、自分で肥育する方が良いのではないかと、繰り返し勧めたルターがここまで見通していたかどうかは分からない。しかし宗教者としてそのような応報を、神の見えざる手を、どこかで予感していた可能性はある。

## 民俗的復讐譚

最後五分の一ほどというところで現われるジブシーの女占い師の予言をめぐるミステリアスなエピソードは通俗ロマン主義的趣向だとして批判されることが多いが、そこからは少なくとも三つの意味が読み取れるのではないだろうか。一つは人間の度し難いエゴセントリズムに対する風刺、第二に法の裁きからこぼれ落ちる責任者への私的制裁、第三に神の裁きに委ねよとするキリスト教信仰への民俗的パロディ。この小説が正義追求の物語であると同時に復讐譚でもあることを改めて印象づけるものとなっている。

エゴイズム、ミーイズムについては、コールハース事件に関して終始微温的、日和見的な態度を取り続けたザクセン選帝侯が、自国の未来にかかわる重大な予言が書かれたとされる紙切れをコールハースが所持していると分かったとたん、その紙切れ一枚を手に入れるために死にもの狂いになってありとあらゆる手を尽くし奔走する。その様が描かれることで、それまでさんざん見せつけられて来た人間たちの自己愛的あさましさが最後になってもう一度ダメを押す形で強調されているとの感を深くせざるをえない。

第二、第三は繋がっている。ルターは布告の中で、家臣の犯した過ちは君主の責任ではないとしているが、少なくとも近代的な視点からすると首肯し難い。ブランデンブルク領における最終判決でもユンカーは裁きかけられるが、すべてを統括する立場にあったザクセン

選帝侯はお咎めなしである。公平な第三者による司法にも限界がある。<sup>31</sup> 神の裁きだって当てにできるかどうか定かではない。それを待っている余裕もない。

そこでクライストは『ロカルノの女乞食(Das Bettelweib von Locarno)』と同じ趣向を用いているのである。非業の死を遂げた妻エリーザベトがジブシー女となって<sup>32</sup>この世に姿を現し、夫ミヒヤエルにザクセン国の未来に関する貴重な情報を記した(とされる)紙切れを渡すことで、絶大な力(情報)を夫に与える。夫の命を救うというのが彼女の意図であったようだが、コールハースはこれをザクセン国君主への復讐に使う。様々な手立てを講じてこの紙を手に入れようとする選帝侯の試みをことごとく撃ち砕き、一族の命運を左右する情報から遮断することによって不安と恐怖の淵に突き落とす、これは、嫌という程辛酸を舐めさせられたコールハースにとって胸の空く報復<sup>+</sup>だったにちがいない。

また、怨念から亡霊となってこの世に出現し恨みを晴らすというフォークロアのモチーフはキリスト教以前の民衆の無意識的深層に繋がっている。これはコールハース夫妻の復讐をただの個人的報復に終わらせない工夫ではないだろうか。無力な民衆の怨念が権力者に苦汁を飲ませ、懲罰を下す、これは本音の部分では神の裁きにそれほど大きな期待を寄せていない民衆の見果てぬ夢であろう。

この占いがなされる場面では予言の信憑性をいやが上にも高める奇跡的な出来事が起きる。ザクセン選帝侯が自国の運命を知るべく必死になるのが不自然に見えないよう巧妙な仕掛けが施してある。しかしこの紙切れはザクセン国の存亡にかかわる重大な予言が書かれているというだけで、その中身は最後まで明かされない。ひょっとしたら白紙かもしれない。だが、貴重な情報が書かれていると信じ込ませるだけでその紙切れ一枚は千金の重みをもつ。二頭の黒馬がつまらぬ(nichtig)ものなら、一国の君主が血眼になって手に入れようとする白紙かもしれない紙切れはもっと無価値(nichtig)なものかもしれない。ジブシーの占いを気にする暇があれば、政治を正して国家の命運は天に委ねた方が賢明に決まっている。紙切れ一枚によって一国の君主が東奔西走<sup>33</sup>させられるこのエピソードは人間の愚かさや欲望の空しさを浮き彫りにしている。

しかしコールハースの一徹な拘りはそれと同列に置くべきではないだろう。

貴族による人権蹂躪に対するコールハースの規格外の<sup>34</sup>怒り<sup>35</sup>は自身と妻と使用人頭ヘルゼ

---

<sup>31</sup> Müller-Salget, Klaus: Heinrich von Kleist. Stuttgart 2011, S. 206.

<sup>32</sup> Elisabeth は妻の名前、しかもこれはジブシーにはありえない名前なので、ますますミステリアスな趣が増す。

<sup>33</sup> 彼はウィーンに使いを遣り、自らベルリンに向かう。

<sup>34</sup> まさに *außerordentlich*, この単語は二度出て来る。Dieser außerordentliche Mann(S.9), in diesem außerordentlichen Fall(S.49)

<sup>35</sup> Blamberger, Günter. *ibid.* 416ff.に、怒りの罪深さについての詳細な論述がある。しかしそれは、『オセロ』を論じるに当たって、嫉妬がいかに危険な感情であるかを力説するよう

の命と引き換えに権力の横暴と不正を暴き、ヴェンツェル・フォン・トロンカを禁固二年の刑に処した。これはその後、貴族たちの振る舞いを正させる効果を生むこととなったであろう。逆に言えば、黒馬二頭の原状回復と損害賠償とユンカーの処罰という至極当然の判決に到達するのに、数年の歳月を要し、被害者側の三人が犠牲になる必要があったということであり、この世の仕組みのあまりの理不尽と不完全さを暴いて見せたのである。そう見るのが正しいであろう。

ルターは自身の名代として聖職者を送り、対話の際には拒んだ聖体拝領を処刑前のコールハースに授けている。この世における復讐という罪を死によって償わんとする者をそれ以上責めるのではなく、赦しを与えたのであろうが、それだけではあるまい。不埒な権力者に宛てて手厳しい書状(S. 49)を書き送ったクライスト/ルターである。正義を追求する者が現世の不条理によって犯罪者となった経緯を理解し憐れみ、その魂の安らかならんことを願ったのである。

---

なもので、ピントが外れている。不正に対してここまで怒り狂うことができるというのはコールハースに天から授けられた資質であり、同時に呪いでもある。この途方もない怒りが無ければ決して頭われて来ない事実や真実がある。その真実を描くのがこの小説である。Blamberger の書は優れた伝記だが、この小説を論じた部分だけはあまり感心しない。

## Das Lutherbild in der Erzählung *Michael Kohlhaas*

Tomotaka TAKEDA

Im Zentrum der Novelle stehen Luthers Plakat und sein Gespräch mit Kohlhaas. Am wichtigsten ist die Stelle: „Wie kannst du sagen, dass dir dein Recht verweigert worden ist, du, dessen grimmige Brust, vom Kitzel schnöder Selbstrache gereizt, nach den ersten, leichtfertigen Versuchen, die dir gescheitert, die Bemühung gänzlich aufgegeben hat, es dir zu verschaffen?“ Dabei handelt es sich um ein Missverständnis, weil die von Kohlhaas angestrebten Rechtsverfahren immer wieder durch den Nepotismus des Adels verhindert worden sind, wobei sogar seine Frau ums Leben gekommen ist. Kohlhaasens Versuche waren gar nicht „leichtfertig“. Beachtlicher ist, dass Luther ihm hier nicht nur die rachsüchtigen Gewalttätigkeiten vorwirft, sondern mehr noch den Mangel an Bemühungen, sich legal Recht zu verschaffen. Luther hält die Justiz für wichtig. In dem historischen Brief Luthers an Kohlhaas spricht er nur von „Geduld, leiden, verbeißen“ und zitiert aus der Bibel „Die Rache ist mein“. Weiter heißt es: „[...] könnt Ihr das Recht nicht erlangen, so ist kein Rat da, denn Unrecht leiden.“ Betont wird nur das Gottesgericht; von einer Bemühung um ein Rechtsverfahren ist hier nicht die Rede. Kleist hat Luther auf dem Hintergrund von Aufklärung und Französische Revolution modernisiert. In „*Der Zweikampf*“, der in demselben Jahr 1810 entstand, siegt Unrecht gegen Recht, und wenig fehlte, dass die Ehrlichen den Feuertod erleiden. Dann kommt das Fehlurteil an den Tag und das Gottesurteil wird relativiert. Dasselbe gilt für „*Michael Kohlhaas*“. Kleists Luther spricht weder von Gottesrache noch von „Unrecht leiden“. Er schätzt das Recht und das Gerichtsverfahren. Vor Luther beteuert Kohlhaas mutig, zum Gedeihen seines friedlichen Gewerbes bedürfe er des Schutzes der Gesetze, und da ihm dieser Schutz versagt worden sei, sei aus der Gemeinschaft verstoßen worden. Wenn die Obrigkeit, wie Luther behaupte, von seiner Sache nichts wisse, so solle er ihm freies Geleit nach Dresden verschaffen, damit er die Klage, mit der er abgewiesen worden sei, noch einmal vor dem Gericht des Landes vorbringen könne. Darauf antwortet Luther, der im Plakattext Kohlhaas noch als „gottlos, wahnsinnig, vermessen, ungerecht“ usw. bezeichnet und aufs heftigste beschimpft hatte, seine Forderung sei gerecht. Am andern Morgen erlässt er ein Sendschreiben an den Kurfürsten von Sachsen, worin er dessen niederträchtigen Vasallen, die die Klage untergeschlagen hätten, schmäh, und dem Landesherrn rät, Kohlhaas zur Erneuerung seines Prozesses Amnestie zu erteilen. Zugleich fragt er Kohlhaas, ob dieser dem Junker vergeben und seine abgehärmten

Rappen selber zur Dickfütterung nach Haus führen wolle. Einerseits die Prozessführung zu befördern, andererseits die Verzeihung anzuraten, das scheint ein Widerspruch zu sein. Wie kann man ihn erklären? Luther spürt, dass sich Kohlhaas mit seiner hartnäckig wiederholten Forderung nach dem Urteil, dass der Junker selber die Rappen nach Kohlhaasenbrück schleppen und wieder dick füttern solle, schnöde Rachsucht in das berechnete Rechtgefühl mischt, und das erregt seinen Anstoß.